

神戸市観光地支援事業団体登録要綱

令和2年11月6日 経済観光局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市観光地支援事業助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）に基づく助成金の交付を受けようとする団体が、あらかじめ市に登録するにあたっての要件、手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請要件)

第2条 登録を申請できる団体は、神戸市内の観光事業者が主たる構成員でかつ観光誘客の推進を主たる目的とした団体（以下、観光関連団体という。）で以下のすべてを満たす団体とする。

- (1) 神戸市内に主たる事務所を有し、神戸市内を拠点に一定の地域を包括して活動していること。
- (2) 団体として1年以上の活動実績があること。
- (3) チャリティー・ボランティア活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 市税及びその他の租税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。),もしくはその構成員(暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体でないこと。

(登録の申請)

第3条 登録を申請する団体は、団体登録申請書（様式第1号）及び団体の概要書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の申請に対し、第2条に規定する要件に適合すると認められるときは、次に掲げる事項を総合的に考慮し選考委員会に諮ったうえで、助成金交付要綱の対象団体として登録の可否を決定するものとする。

- (1) 観光関連団体が自らの観光資源の磨き上げや観光地の受入環境の向上に資する取り組みを行い、観光地の魅力向上に期待されること。
- (2) 活動や組織の持続的な発展が期待されること。

(登録の通知)

第5条 市長は、前条の規定により登録したときは、団体登録決定通知書（様式第4号）により、前条の規定により不適合となり登録しなかったときは、団体非登録通知書（様式第5号）により当該団体に通知するものとする。

(登録の期間)

第6条 登録の有効期間は、前条の規定による登録の通知のあった日の属する年度の年度末までとする。

(登録の変更)

第7条 登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、第3条に掲げる書類の内容に変更があったときは、団体登録変更届（様式第6号）に変更後の書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

（登録の更新）

第8条 第6条の規定による登録の期間満了後、登録団体から登録抹消の申し出がなければ1年間更新する。

（登録の取消し）

第9条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。登録を取り消したときは、団体登録取消通知書（様式第7号）により当該団体に通知するものとする。

- （1） 第2条に規定する要件を失ったとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき。
- （3） 当該登録団体から登録抹消の申し出があったとき。
- （4） その他、市長が必要と認めたとき。

（調査）

第10条 市長は、第3条の規定による申請を行った団体又は登録団体に対して、当該団体の承諾を得て、第4条の規定による登録の可否の決定又は前条の登録の取消しに関して必要な調査を行うことができる。

（情報公開）

第11条 市長及び登録団体は、登録団体の活動について、広く周知するものとする。

（秘密の保持）

第12条 登録団体は、業務執行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。登録期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 登録団体は、この事業で個人情報（神戸市個人情報保護条例（平成9年10月神戸市条例第40号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他市が指定する情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う時は、この事業の履行に関し、別紙「個人情報等取扱特記事項」に記載された事項を守らなければならない。登録期間が終了し、又は登録を取り消された後においても同様とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、団体登録に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年11月6日より施行する。

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

別紙

個人情報等取扱特記事項

(個人情報等を取り扱う際の基本的事項)

第1条 登録団体は、個人情報（神戸市個人情報保護条例（平成9年10月神戸市条例第40号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他市が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 登録団体は、業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 登録団体は、その使用する者が、在職中及び退職後において、業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2条の規定は、協定終了等の後においても、同様とする。

(目的外使用の禁止)

第3条 登録団体は、業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、市の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。協定終了等の後においても、同様とする。

(適正な管理)

第4条 登録団体は、業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写、複製の禁止)

第5条 登録団体は、市から貸与された文書等を市の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(事故発生時の報告義務)

第6条 登録団体は、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。協定終了等の後においても、同様とする。

(検査等の実施)

第7条 市は、登録団体が業務を処理するに当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、登録団体に対し報告を求め、又はその検査をすることができる。

2 登録団体は、市から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(収集の制限)

第8条 登録団体は、業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。